三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要領

（趣旨）

第１条　三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金（以下「補助金」という。）は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（令和 6 年 10 月 8 日厚生労働省医政発 1008 第 2 号、老発 1008 第 1 号、保発 1008 第 3 号）に基づく地域密着型サービス等整備等助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、民有地マッチング事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業及び介護職員の宿舎施設整備事業（以下「基金事業」という。）に要する経費に対し、三重県地域医療介護総合確保基金の予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 239 号）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）事業者　規則第２条第６項に規定する間接補助事業者等で、市町から補助金の交付の決定を受けたものをいう。

（２）県補助事業者　規則第２条第３項に規定する補助事業者等で、県から補助金の交付の決定を受けたもの（市町を除く。）をいう。

（３）役員等　非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びこれに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。

（４）暴力団等　三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）第２条第６号に規定する暴力団等をいう。

（５）下請契約　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第２条第４項に規定する下請契約をいう。

（６）下請負人　法第２条第５項に規定する下請負人をいう。

（７）不当介入　暴力団排除要綱第２条第７号に規定する不当介入をいう。

（８）部分下請負通知書　市町又は県の公共工事の要綱等に定める部分下請負通知書をいう。

（９）公共工事　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第２条第２項に規定する公共工事をいう。

（１０）事業の開始　一般競争入札の場合は入札公告日、指名競争入札等の場合は指名通知書等を発した日をいう。

（補助金の補助対象者、補助対象施設及び補助単価等）

第３条　補助金の補助対象者、補助対象施設、補助単価及び補助対象経費等は、別記１に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる事業は、補助金の交付対象としない。

（１）既に実施している場合（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業を除く。）

（２）他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している場合

（３）土地の買収又は整地等個人の資産を形成する場合

（４）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業において、平成 26 年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業である場合

（５）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定める地方公務員の給与に充てる場合

（６）定期借地権設定のための一時金の支援事業において、保証金として授受される一時金である場合

（７）定期借地権設定のための一時金の支援事業において、定期借地権の設定期間が 50 年未満の契約に基づき授受される一時金である場合

（８）定期借地権設定のための一時金の支援事業において、定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合

（９）その他施設等整備及び設備整備に関する事業として適当と認められない場合

（補助金の交付申請）

第４条　別紙１－１に掲げる補助金の交付を受けようとする者及び市町は、別に定める期日までに別紙１－２に定める様式等を知事に提出して行うものとする。

２　補助金の交付申請は事業実施年度単位ごとに行うものとし、次条の補助金の交付決定後、補助金の申請内容の変更を行おうとする市町及び県補助事業者は、第５号様式－１を知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第５条　補助金の交付申請があったときは、知事は、申請内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第６条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた市町及び県補助事業者は、交付決定の内容又は条件に不服があるときは、補助金の交付決定の日から 60 日以内に第５号様式－２を知事に提出して、交付申請の取下げをすることができる。

２　前項の交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（補助金の交付の条件）

第７条　補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

（１）市町の助成により事業者が基金事業を実施する場合

県が、市町の助成により事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、市町に対し次の条件が付されるものとする。

①　別紙１－１に規定する基金事業に使用しなければならない。

②　基金事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の完了が交付決定を受けた当該年度内となる工期の変更又は１施設当たりの交付決定額に影響がない変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。

③　基金事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は一部の廃止を含む。）する場合は、第５号様式－３を提出して、知事の承認を受けなければならない。

④　基金事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、知事の承認を受けなければならない。

⑤　基金事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書（第７号様式）を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

⑥　市町が、事業者が実施する基金事業に対して、県からの補助金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。

ア　事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町の助成を受けて行う事業であることを留意し、原則として一般競争入札によるものとするなど、市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

イ　基金事業の内容を変更する場合には、市町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

ウ　基金事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は一部の廃止を含む。）する場合は、市町長の承認を受けなければならない。

エ　基金事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町長に報告してその指示を受けなければならない。

オ　基金事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

カ　基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

キ　市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがある。

ク　基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ケ　基金事業を行うために建設工事の完成を目的とし締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ　契約の相手方に対して、特定の者を下請負人とするようあっせん又は強要を行ってはならない。

サ　契約の相手方が、下請契約を行ったときは、部分下請負通知書を当該相手方から提出させなければならない。

シ　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までに市町長に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町に納付しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社又は一支所等（以下「支部等」という。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

ス　事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前、かつ、賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に、土地所有者が一時金のうち未充当期間相当額を借地権者である事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

セ　事業者は土地所有者から未充当期間相当額の返還があった場合には、市町長へ報告しなければならない。この場合において、返還額の全部又は一部を市町に納付させることがある。

ソ　三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第２号）を遵守すること。

タ　事業者又はその役員等が、暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当し

ないこと。

チ　三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 号）第 21 条を遵守し、契約締結の際は、暴力団等を排除できる条項を設けなければならない。

ツ　事業者は基金事業の遂行にあたり、暴力団等から暴力団排除要綱第８条第１項に規定する不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行い、市町長に報告すること。

テ　交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、市町長が定める期限までに、その超える部分について市町に納付しなければならない。

ト　事業者がアからテまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町に納付させることがある。

⑦　⑥により付した条件に基づき、市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

⑧　⑥のキにより事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑨　⑥のシにより事業者から助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告があった場合には、第 20 号様式により知事に報告し、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑩　市町長は、事業者が行う事業に対し、市町の公共工事に準じた工事進捗状況確認及び工事関係書類等の検査を行わなければならない。

⑪　市町長は、事業者から⑥のツにより報告があった場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

⑫　⑥のテにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑬　⑥のトにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（２）県の助成により県補助事業者が基金事業を実施する場合

県が、県補助事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合は、県補助事業者に対し次の条件が付されるものとする。

①　別紙１－１に規定する基金事業に使用しなければならない。

②　県補助事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとするなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

③　基金事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければなら

ない。ただし、軽微な変更を除く。

④　基金事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は一部の廃止を含む。）する場合は、第５号様式－３を提出して、知事の承認を受けなければならない。

⑤　基金事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

⑥　基金事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア　県補助事業者が地方公共団体の場合

　基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

イ　県補助事業者が地方公共団体以外の場合

　基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

⑦　基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（県補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

⑧　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができる。

⑨　基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

⑩　基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

⑪　契約の相手方に対して、特定の者を下請負人とするようあっせん又は強要を行ってはならない。

⑫　契約の相手方が、下請契約を行ったときは、部分下請負通知書を当該相手方から提出させなければならない。

⑬　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までに、第 21 号様式により知事に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。ただし、県補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

⑭　県補助事業者は、定期借地権契約が借地権者の存続期間の満了前、かつ、賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に、土地所有者が一時金のうち未充当期間相当額を借地権者である県補助事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

⑮　県補助事業者は土地所有者から未充当期間相当額の返還があった場合には、知事に報告しなければならない。この場合において、返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑯　三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守すること。

⑰　県補助事業者又はその役員等が、暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

⑱　三重県暴力団排除条例第 21 条を遵守し、契約締結の際は、暴力団等を排除できる条項を設けなければならない。

⑲　県補助事業者は、基金事業の遂行にあたり暴力団等から不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行い、知事に報告すること。

⑳　交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、知事が定める期限までに、その超える部分について県に納付しなければならない。

㉑　県補助事業者が①から⑳までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（入札結果報告書）

第８条　県補助事業者は、入札が終了したときは、速やかに別紙１－２第２項（２）に定める様式により知事に報告しなければならない。

（事業開始報告）

第９条　県補助事業者は、事業を開始したときは、別紙１－２第２項（２）に定める様式により、事業開始後７日以内に知事に報告しなければならない。

（工事着工報告）

第 10 条　県補助事業者は、工事に着工したときは、別紙１－２第２項（２）に定める様式により、着工後７日以内に知事に報告しなければならない。

（事業状況報告）
第 11 条　市町又は県補助事業者は、知事から事業の進捗状況の報告を求められたときは、別紙１－２第１項（２）又は第２項（２）に定める様式により、別に定める日までに知事に報告しなければならない。
（事業完了報告）
第 12 条　市町又は県補助事業者は、基金事業が完了したときは、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から５日を経過した日又はこの補助金の交付の決定に係る県の会計年度（以下「当該年度」という。）の３月 31 日のいずれか早い日までに、別紙１－２第１項（３）又は第２項（２）に定める様式により、基金事業の完了について知事に報告しなければならない。
（事業実績報告）
第 13 条　市町又は県補助事業者は、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から 30 日を経過した日又は翌年度の４月 20 日のいずれか早い日までに、別紙１－２第１項（４）又は第２項（３）に定める様式により、事業実績について知事に報告しなければならない。
２　事業が翌年度にわたるときは、翌年度の４月 30 日までに、別紙１－２第１項（５）又は第２項（４）に定める様式により、年度終了実績について知事に報告しなければならない。
（補助金の交付）
第 14 条　補助金の交付は、前条の事業実績報告により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。
２　前項の規定により補助金の交付を受けようとする市町又は県補助事業者は、第６号様式を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
（補助金の交付決定の取消し）
第 15 条　知事は、市町又は県補助事業者が、第７条に規定する交付の条件又は交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。
（補助金の返還）
第 16 条　知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、基金事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
２　知事は、市町又は県補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
（その他）
第 17 条　この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

別に定める。

附　則

この要領は、平成 27 年６月 25 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附　則

１　この要領は、平成 28 年４月１日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

２　この要領の施行の際、平成 27 年度から繰り越して事業を行っている場合の補助事業及び補助単価は、なお、従前の例による。

附　則

１　この要領は、平成 28 年７月 26 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

２　この要領の施行の際、平成 27 年度から繰り越して事業を行っている場合の補助事業及び補助単価は、なお、従前の例による。

附　則

１　この要領は、平成 29 年 11 月７日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附　則

１　この要領は、平成 30 年６月 15 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附　則

１　この要領は、平成 30 年８月 31 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附　則

１　この要領は、令和元年７月 22 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。ただし、平成 31 年４月１日から平成 31 年４月 31 日までの期間に係るものについては、元号の表記を「平成」と読み替えるものとする。

２　この要領の施行の際、平成 30 年度から繰り越して事業を行っている場合の補助事業及び補助単価は、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、令和２年８月 17 日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

附　則

１　この要領は、令和３年 10 月１日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

附　則

1　この要領は、令和４年２月 25 日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

附　則

1　この要領は、令和５年 12 月 28 日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

附　則

1　この要領は、令和６年 10 月 10 日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。

別記１　介護施設等の整備に関する事業

１　補助金の補助対象者は、市町及び別紙１－１に定める補助金の対象施設の設置主体とする。

２　補助金の対象となる施設、補助単価及び対象経費は、別紙１－１のとおりとする。ただし、基金事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。なお、各事業の詳細については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（令和 6 年 10 月 8 日厚生労働省医政発 1008 第 2 号、老発 1008 第 1 号、保発 1008 第 3 号）別記１「２　対象事業」に準ずる。

３　補助金の申請等にかかる様式及び添付書類については、別紙１－２のとおりとする。

４　補助金を受けて基金事業を実施しようとする事業者は、第４条に定める交付申請について、提出書類を完備のうえ、知事に事前協議を行わなければならない。

５　補助対象の整備工事にかかる契約等については、「三重県社会福祉施設等整備指導要綱」第６を準用する。

６　基金事業に係る契約等については、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）第５章に係る部分に準拠しなければならない。ただし、知事が別に定める条項については、県補助事業者の判断により準拠しないことができる。

別紙１－１　補助単価等

（１）地域密着型サービス等整備等助成事業

<table>
<tr><th>１　対象施設</th><th>２　補助単価</th><th>３　単位</th><th>４　対象経費</th></tr>
<tr><td colspan="3">①地域密着型サービス施設等の整備</td><td rowspan="18">地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市町長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
<tr><td>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td>5,280 千円</td><td>整備床数</td></tr>
<tr><td>・小規模な介護老人保健施設</td><td>66,000 千円</td><td>施設数</td></tr>
<tr><td>・小規模な介護医療院</td><td>66,000 千円</td><td>施設数</td></tr>
<tr><td>・小規模な養護老人ホーム</td><td>2,820 千円</td><td rowspan="2">整備床数</td></tr>
<tr><td>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td><td>5,280 千円</td></tr>
<tr><td>・認知症高齢者グループホーム</td><td rowspan="2">39,600 千円</td><td rowspan="8">施設数</td></tr>
<tr><td>・小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr>
<tr><td>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>7,000 千円</td></tr>
<tr><td>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>39,600 千円</td></tr>
<tr><td>・認知症対応型デイサービスセンター</td><td>14,100 千円</td></tr>
<tr><td>・介護予防拠点</td><td>10,500 千円</td></tr>
<tr><td>・地域包括支援センター</td><td>1,410 千円</td></tr>
<tr><td>・生活支援ハウス</td><td>42,100 千円</td></tr>
<tr><td>・緊急ショートステイの整備</td><td>1,410 千円</td><td>整備床数</td></tr>
<tr><td>・施設内保育施設</td><td>14,100 千円</td><td>施設数</td></tr>
<tr><td colspan="3">②介護施設等の合築・併設</td></tr>
<tr><td>・上記の事業対象施設と合築・併設</td><td>合築・併設する施設にそれぞれ上記の補助単価に 1.05 を乗じた額</td><td>上記に準ずる</td></tr>
<tr><td colspan="3">③空き家を活用した整備</td></tr>
</table>

・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター	10,500 千円	施設数	
④介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	1,330 千円	定員数	
⑤災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし増員分は対象外。	
・介護老人保健施設	66,000 千円	施設数	
・介護医療院	66,000 千円		
・養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし増員分は対象外。	
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円		
⑥災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし増員分は対象外。	
・介護老人保健施設	66,000 千円	施設数	
・介護医療院	66,000 千円		
・養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし増	
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円		

		員分は対象外。	

注）１　施設数単位で補助する施設等について、新規開設時に一度補助を受けている場合であっても、増床する場合には、補助単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補助することができる。

２　各事業の実施主体は次のとおりとする。
・①②③：市町
・④⑤⑥：県

（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

１　対象施設	２　補助単価	３　単位	４　対象経費
①介護施設等の開設時、増床時及び再開時（改築時）に必要な経費			地域密着型特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
ア　定員 30 名以上の広域型施設等			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,960 千円	施設数	
イ　定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数	
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所		宿泊定員数	

<table>
<tr><td>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td rowspan="6"></td><td></td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td><td>定員数</td></tr>
<tr><td>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>16,600 千円</td><td>施設数</td></tr>
<tr><td>・小規模な養護老人ホーム</td><td>496 千円</td><td>定員数</td></tr>
<tr><td>・施設内保育施設</td><td>4,960 千円</td><td>施設数</td></tr>
<tr><td colspan="3">②介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費</td><td rowspan="16">特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費（令和２年４月 14 日老高発 0414 第１号・老振発 0414 第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙１を準用する）。</td></tr>
<tr><td colspan="3">ア　定員 30 名以上の広域型施設等</td></tr>
<tr><td>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td rowspan="6">496 千円</td><td rowspan="6">定員数</td></tr>
<tr><td>・介護老人保健施設</td></tr>
<tr><td>・介護医療院</td></tr>
<tr><td>・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td>・養護老人ホーム</td></tr>
<tr><td>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td colspan="3">イ　定員 29 名以下の地域密着型施設等</td></tr>
<tr><td>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td rowspan="7">496 千円</td><td rowspan="5">定員数</td></tr>
<tr><td>・小規模な介護老人保健施設</td></tr>
<tr><td>・小規模な介護医療院</td></tr>
<tr><td>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td>・認知症高齢者グループホーム</td></tr>
<tr><td>・小規模多機能型居宅介護事業所</td><td rowspan="2">宿泊定員数</td></tr>
<tr><td>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr>
</table>

・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		定員数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,250 千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	248 千円	定員数	
・施設内保育施設	2,480 千円	施設数	
③介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費			介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬料、広告料、手数料）又は委託料
・介護予防拠点	118 千円	1 か所	

注）　各事業の実施主体は次のとおりとする。

・①ア、②ア：県

・①イ、②イ、③：市町

（３）定期借地権設定のための一時金の支援事業

1　対象施設	2　補助基準額	3　補助率	4　対象経費
①　【本体施設】	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定め	1／2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するも
ア　定員 30 名以上の広域型施設			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの）			
・養護老人ホーム			
イ　定員 29 名以下の地域密着型施設等			

・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設	る倍率を乗じた額等、知事が定める合理的な方法による額）の２分の１		の（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。
②　【合築・併設施設】			
ア　定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ			

注）　各事業の実施主体は次のとおりとする。

・①ア：県

・①イ、②ア：市町

（４）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

１　対象施設	２　補助単価	３　単位	４　対象経費
①既存施設のユニット化改修			
・特別養護老人ホーム（小規模を含む。） ・介護老人保健施設（小規模を含む。） ・介護医療院（小規模を含む。）	個室からユニット化改修 1,410 千円 多床室からユ	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市町長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又

	ニット化改修 2,820 千円		は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
②特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ	865 千円	整備床数	
③介護施設の看取り環境の整備			
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能高居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,130 千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
④共生型サービス事業所の整備			
・通所介護事業所 ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能高居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事	1,230 千円	事業所数	

業所			

注）１　いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。
　　２　各事業の実施主体は施設の規模により異なる。
　　（定員 29 名以下：市町、定員 30 名以上：県）

（５）民有地マッチング事業

１　対象事業	２　補助単価	３　単位	４　対象経費
①民有地マッチング事業			民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,610 千円	自治体	
整備候補地等の確保支援	5,410 千円	自治体	
地域連携コーディネーターの配置支援	5,290 千円	１か所	

注）１　介護施設等とは、（３）定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

（６）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

１　区分	２　補助単価	３　単位	４　対象経費	５　補助率
①介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業				
簡易陰圧装置設置経費支援	5,100 千円	知事が認める台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負	2/3

			担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
②介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,180 千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認	2/3
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,070 千円	1か所		
家族面会室の整備等経費支援	4,130 千円	施設・事業所		

			められる購入費等を含む。	
③介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業				
多床室の個室化に要する改修	1,160 千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3

注）１　いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。
　　２　各事業の実施主体は施設の規模により異なる。
　　（定員 29 名以下：市町、定員 30 名以上：県）

（７）介護職員の宿舎施設整備事業

<table>
<tr><th>1　区分</th><th>2　配分基準</th><th>3　補助率</th><th>4　対象経費</th></tr>
<tr><td colspan="3">①介護職員の宿舎施設整備事業</td><td rowspan="10">特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
<tr><td>・特別養護老人ホーム</td><td rowspan="9">介護職員１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33 ㎡
※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</td><td rowspan="9">１／３</td></tr>
<tr><td>・介護老人保健施設</td></tr>
<tr><td>・介護医療院</td></tr>
<tr><td>・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td>・認知症高齢者グループホーム</td></tr>
<tr><td>・小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr>
<tr><td>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td></tr>
<tr><td>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr>
<tr><td>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
</table>

注）１　いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。
　　２　各事業の実施主体は施設の規模により異なる。
　　（定員 29 名以下：市町、定員 30 名以上：県）

別紙１－２　申請等様式及び添付書類

１　市町が実施主体となる地域医療介護総合確保基金事業

（１）基金事業の交付申請にかかる様式及び添付書類は次のとおりとする。
　①　交付申請書（第１号様式－１）
　②　交付申請一覧表（第１号様式－２）
　③　申請額算出内訳（第１号様式－３）
　④　歳入歳出予算（見込）書抄本（様式任意）
　⑤　その他必要な書類

（２）基金事業の事業状況報告にかかる様式は次のとおりとする。
　①　事業進捗状況報告書（第２号様式―１）
　②　その他必要な書類

（３）基金事業の事業完了報告にかかる様式は次のとおりとする。
　①　事業完了報告書（第２号様式－２）
　②　事業内訳（第２号様式－３）
　③　その他必要な書類

（４）補助金の実績報告にかかる様式及び添付書類は次のとおりとする。
　①　事業実績報告書（第３号様式－１）
　②　精算額一覧表（第３号様式－２）
　③　精算額算出内訳（第３号様式－３）
　④　歳入歳出決算（見込）書抄本（様式任意）
　⑤　その他必要な書類

（５）補助金の年度終了報告にかかる様式及び添付書類は次のとおりとする。
　①　年度終了実績報告書（第４号様式－１）
　②　年度終了実績内訳（第４号様式－２）
　③　その他必要な書類

（６）消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の報告にかかる様式は次のとおりとする。
　①　仕入控除税額の報告について（第２０号様式）

２　県が実施主体となる地域医療介護総合確保基金事業

（１）補助金の交付申請にかかる様式及び添付書類は次のとおりとする。

①　交付申請書（第８号様式－１）
②　申請額算出内訳（第８号様式－２）
③　事業計画書（第８号様式－３）
④　歳入歳出予算（見込）書抄本（第８号様式－４）
⑤　工事費費目別内訳書（第８号様式－５）
⑥　建物の配置図、平面図、各部屋面積表（改修前後等）
⑦　補助対象面積部分にかかる求積図
⑧　建築基準法第７条の２第５項の規定による検査証の写し等
⑨　建物にかかる登記簿謄本
⑩　法人役員等調書（第８号様式－６）
⑪　その他必要な書類

※⑤～⑨については、施設整備・改修にかかる申請の場合のみ添付すること。

（２）補助金の状況報告にかかる様式は次のとおりとする。

①　入札結果報告書（第９号様式－１）
②　事業開始報告書（第９号様式－２）
③　工事着工報告書（第９号様式－３）
④　工事進捗状況報告書（第９号様式－４）
⑤　工事完了報告書（第９号様式－５）
⑥　事業完了報告書（第９号様式－６）

（３）補助金の実績報告にかかる様式及び添付書類は次のとおりとする。

①　事業実績報告書（第１０号様式－１）
②　精算額算出内訳（第１０号様式－２）
③　事業実績報告書（第１０号様式－３）
④　歳入歳出決算（見込）書抄本（第１０号様式－４）
⑤　工事費費目別内訳書（第１０号様式－５）
⑥　契約書（工事内訳書を含む。）
⑦　工事完了を確認するに足りる検査済証等の写し
⑧　建物平面図
⑨　実施設計内訳書（工事仕様書）
⑩　建物内外主要部分の写真
⑪　工事費、設計監理費等補助対象経費にかかる支払いがある場合は、口座振替依頼書等の写し
⑫　その他必要な書類

※⑤～⑪については、施設整備・改修にかかる実績報告の場合のみ添付すること。

（４）補助金の年度終了報告にかかる様式及び添付書類は次のとおりとする。
① 年度終了実績報告書（第１１号様式）
② その他必要な書類

（５）消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の報告にかかる様式は次のとおりとする。
① 仕入控除税額報告書（第２１号様式）

（６）施設整備・改修にかかる事業とは、別紙１－１のうち次のとおりとする。
（１）地域密着型サービス等整備等助成事業①～⑥
（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業①
（４）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業①～④
（６）介護施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業①～③
（７）介護職員の宿舎施設整備事業①

３ その他

（１）１及び２にかかる共通様式は次のとおりとする。
① 変更交付申請書（第５号様式－１）
② 交付申請の取下げ（第５号様式－２）
③ 中止（廃止）申請書（第５号様式－３）
④ 補助金請求書（第６号様式－１）
⑤ 概算払請求書（第６号様式－２）